

子ども会育成会・研修資料

他山の石

よその山の粗末な石でも、自分の宝石を磨くのに役に立つ

編集 仙台市宮城子ども会育成会連合会
会長 阿達孝治

寄稿

置

昭和59年(1984年)3月1日 (木曜日)

社説 ボランティア裁判が教えたこと

子ども会裁判を新聞はどのように取り上げたか

子ども会のハイキング中に児童が水死した事故で、過失致死罪に問われたボランティアの女性引率者に対し、各口頭高裁は、一審の有罪判決(罰金五万円)を破棄し、逆転無罪を言い渡した。

この事故をめぐっては、一審の有罪判決のほか、民事裁判でも過失賠償責任が争われ、昨年、この女性ボランティアの三人に五百二十六万円の賠償を命じた判決が出たことは確かである。

こうした二つの判決は、全国に数多くある種のボランティアの人たちに大きな波紋を広げたものだった。善悪、無数のボランティアに及ぼす責任を問わなければならないというボランティア活動の本質そのものにならざるを得ない。たかひのち。

しかしこの裁判も刑事事件には違いないが、黒田の決着を感して争うことと罪事件のよび「勝った」「負けた」といった海苔を巻くことは遠くたがいがいい性質のテーマのよびに違ひ。

むしろ、民間、自治体の裁判が海を渡り来たボランティア活動への教訓を十分にかみとめることが中心の強さを回けたら。不審な事故をめぐり、裁判ではあったが、ボランティア活動のあり方を一人一人が、自分なりの責任をもち、責任を問われぬよう整備したことも確かだと強きからだ。

この裁判が及ぼした教訓は、きつと今後のボランティア活動に生かされるべきこと。世帯主としての人間関係を築くための「よび」もあつた。この面。

子ども会育成会、今回の別無罪判決は、ボランティア国際協議会がボランティアのよび。

今回の裁判の結果は、ボランティアのよび、ボランティアのよび、ボランティアのよび。

裏面につづきます

たか「この判決は、無罪の懸念はか1日の
 経理の目的責任が社員の「この判決は、判
 決の結果が、無罪だっただけ、一審の判
 決を深く認識しなくてはならない。」「
 弁護側が主張していた「この判決は、判
 決の結果が、無罪の懸念はか1日の
 この判決は、無罪の懸念はか1日の
 この判決は、無罪の懸念はか1日の

判決は、この判決は、無罪の懸念はか1日の
 この判決は、無罪の懸念はか1日の
 この判決は、無罪の懸念はか1日の
 この判決は、無罪の懸念はか1日の

この判決は、無罪の懸念はか1日の
 この判決は、無罪の懸念はか1日の
 この判決は、無罪の懸念はか1日の
 この判決は、無罪の懸念はか1日の

一審の無罪判決以来、全国のボランティア
 の間で、活動が停滞していた。安全が確保したリー
 ダーの養成や事故が起きた場合の補償に備え
 る保険の普及などがある。不幸な事故が、活
 動の妨げとならないようにしたい。今回の無罪判決は新たなステップ
 一歩前進した活動が広がることを願う。

子ども会裁判から学ぶこと。

成育会では、子ども会育成会を
 大きな指し示しを
 全国の子ども会育成会
 の活動が停滞していた。安全が確保したリー
 ダーの養成や事故が起きた場合の補償に備え
 る保険の普及などがある。不幸な事故が、活
 動の妨げとならないようにしたい。今回の無罪判決は新たなステップ
 一歩前進した活動が広がることを願う。

- ①全子連子ども会安全会の充実。
 - ②KYT（ケン・ヨチ・トレーニング）訓練の充実。
 - ③行事の前に、事前点検と安全対策をすること。
 - ④子ども会活動に参加する人は、必ず、子ども会安全会に加入する事にしました。
- 皆さん、子ども会育成会活動を充実させ、自信を持って子どもたちを育てましょう。

20, 1, 30,

作成者 仙台市宮城
子ども会育成会連合
会会長 阿達孝治

インリーダー研修会資料(親達のために)

昭和59年2月1日

河 北

2200万円の賠償命令

置き石 制止しなかった少年に 電車転覆

大阪地裁判決

この新聞の記事は昭和55年大阪で中学生5人が、京阪電鉄の線路に置き石をして、電車を転覆させた。事故後、京阪電鉄と少年の親達で示談交渉が行なわれ、四人の親達は総額3千3百60万円(一人当り8百40万円)を支払ったが、A夫妻は、「息子のBは、見てただけで共謀の意志がなく、むしろ置き石を制止した」と主張し金を払わなかったために裁判となった。裁判長は「Bは見張り役をするなり、積極的に参加した。中学2年生になれば、このような行為は「重大な危険へ連なる。仲間を止めないのは過失に当る。」として中学2年生に2千2百万円の賠償を命じた。

中学生の親達の皆さんよく読んでください。

【大阪】五十三二月、大阪府枚方市の京阪本線で中学生五人が置き石をしたため電車転覆、乗客百四人が重軽傷を負った事故で、京阪電鉄が示談に応じなかった少年一人とその両親を相手取り、約二千二百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決言い渡しが三十一日、大阪地裁民事第十部であった。

「少年は置き石を置かずに止めたが、仲間と置き石をする共謀行為があった」として、少年に損害と回復の支払いを命じた。両親に対しては「乗客として電車の安全確保を怠った」として免責し、会社の請求を退けた。

訴えられたのは、大阪府枚方市、会社員と学生(以下A夫妻と長男、会社員と長女)の四人。事故は五十三二月二十日午後九時ごろの事。京阪電鉄三十三号電車(枚方駅)が枚方市一ツ屋山間で電車のための脱線、先頭車両が民家に突っ込み大阪、一画面も焼けた。

事故後、京阪電鉄と少年五人の父母との間で示談交渉が行われ、四人の父母が解決金として総額三千三百六十万円(一人当たり八百四十万円)を支払ったが、Aさん夫妻は「Bは共謀の意志がなく、むしろ置き石を制止した」と主張したため訴訟となった。

同判裁判長は、少年Bが「置き石」を置いたことにより、電車の安全確保を怠ったと認め、少年Bに2200万円の損害賠償を命じた。A夫妻は「Bは共謀の意志がなく、むしろ置き石を制止した」と主張したが、裁判長は「Bは見張り役をするなり、積極的に参加した。中学2年生になれば、このような行為は「重大な危険へ連なる。仲間を止めないのは過失に当る。」として中学2年生に2千2百万円の賠償を命じた。